

# 現下の低金利状況を踏まえた非継続基準のあり方 に関する要望

平成29年12月14日

企業年金連合会

日銀のマイナス金利政策により、長期国債がマイナスの利回りとなるなどの現下の低金利状況の中、企業年金の財政検証における基準の一つである非継続基準の予定利率も大きく低下してきています。これは、設立形態の別にかかわらず、確定給付型の企業年金全体に大きな影響を与えるものであり、場合によっては給付減額、さらには制度終了を誘発し、受給権の毀損につながるおそれもあるものと考えられます。

企業年金連合会としては、平成29年6月より企業年金財政基準研究会を設置し、非継続基準のあり方について、企業年金関係者及び有識者により専門的な議論を行ってきました。

今般、同研究会で報告書がとりまとめられたことから、企業年金連合会政策委員会として、この報告書を踏まえ、企業年金の存続・維持のために、以下のとおり早急な制度の見直しを要望いたします。

なお、非継続基準の取扱いについて見直しを図られる際には、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行から5年経過後において存続する厚生年金基金についても、同様の措置を講じていただきますようお願いいたします。

## I 非継続基準に用いる予定利率の算定基準の変更について

### 1. 優良社債（AA格以上）の利回りを勘案すること

- ・ 現在、非継続基準の予定利率は、過去5年間に発行された30年もの国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定めるものとされている。
- ・ しかし、確定給付企業年金（以下「DB」という。）は厚生年金基金と異なり代行部分を持たず、民間により行われている制度であることから、必ずしもリスクフリー資産の利回りとして国債を用いる必要はないと考えられる。
- ・ したがって、非継続基準の予定利率の算定にあたっては、国債ではなく、AA格以上の優良社債の金利（社債発行元企業の信用リスクが加味された金利）を勘案（現行の基準にプレミアムを上乗せするなど）していただきたい。

### 2. 最低積立基準額の予定利率に定数による許容幅を持たせること

- ・ 最低積立基準額の算定にあたっては、厚生労働大臣告示により年率に0.8～1.2の係数を乗じたものを予定利率とすることを可能とする措置が採られている。
- ・ 現在の低金利下においては、予定利率の上下限の幅が導入当初（平成15年）に設定していたもの比べて狭まっており、その意義が薄れている。

- ・ したがって、告示の年率に一定率を乗じる方法から、許容利率を加減し、告示年率に定数による幅を持たせる方法に変更していただきたい。
- ・ なお、許容利率の設定にあたっては、生命保険会社の標準利率（一時払貯蓄性商品以外）の設定における許容乖離幅（0.5%）が参考になるものと考えられる。

### 3. 金融緩和による超低金利期間の影響を考慮した予定利率とすること

- ・ 機械的な非継続基準の適用による超低金利の影響を考慮して、以下のような措置を講じていただきたい。
- ・ 具体的には、非継続基準の予定利率の算定において、マイナス金利の導入月（平成28年2月）以降の期間を算定対象の期間から除外し、マイナス金利導入前の金利水準（平成23年2月から平成28年1月までの5年間の30年もの国債の平均利回り）に固定することや、30年もの国債の利回りを勘案する際に過去期間を現在の5年より長い年数に設定することなどの措置を講じていただきたい。

## Ⅱ 予定利率以外の変更について

### 1. 追加債務を分割償却すること等

- 平成28年4月に確定給付企業年金法施行規則が改正され、翌事業年度から特例掛金の拠出を開始することも認められることとなったが、一方、翌々事業年度から特例掛金を拠出する場合に、翌事業年度に新たに発生する最低積立基準額に対する積立不足の見込額（以下「追加債務」という。）については、翌事業年度における予定利率の低下を反映した上で、一括償却する取扱いが広く実施されている。
- この一括償却を行うことは、経年的な負担額の変動を著しく増大させる結果となり、特に複数の小規模事業所で構成される総合型DBは運営に苦慮している実態がある。
- したがって、追加債務に関して、当事業年度における積立不足額と同様の分割償却を可能とするよう、積立比率方式による償却方法を見直していただきたい。
- また、現在、経過措置とされている「回復計画方式」については、多くのDBで採用されており、非継続基準の予定利率に比べて継続基準の予定利率が高いDBにおいては、中長期的な視野に立った安定的な財政運営を図ることができることから、積立比率方式と同様に本則適用に変更していただきたい。

## 2. 積立水準に係る経過措置を再実施すること

- 厚生年金基金に非継続基準が導入された際の経過措置（非継続基準の積立水準の基準値を1.0から0.9に緩和する措置）は、その後の運用環境悪化局面で延長された。
- 現在、厚生年金基金制度の実質廃止に伴うDB移行が数多く行われているが、それらのDBは移行に伴う最低責任準備金の納付により資産額が減少し、財政基盤は決して盤石なものとはいえない。
- このため、非継続基準の導入時に倣って、経過措置の再導入を検討していただきたい。

以上